

特定地区公園事業

令和2年度予算案 社会資本整備総合交付金等の内数

- 特定地区公園(カントリーパーク)は、農山漁村地域における定住構想を推進するため、都市計画区域外の一定の農山漁村地域において、生活環境の向上に資する公園
- 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金により、特定地区公園の整備を支援

【事業主体】

地方公共団体(町村)

【対象事業要件】

1)対象町村の要件

- ① 行政区域に都市計画区域の指定がなく、かつ将来においても指定が予測されないこと。
- ② 地方生活圈等の中心都市から概ね10km以上離れていること。
- ③ 人口規模が原則として、5,000人以上であること。
ただし、人口10,000人未満の村に設置される公園にあつては、二以上の町村の利用が見込まれること。
- ④ 地方生活圈等の中心都市の都市公園の整備が、全国水準に達していないこと。

2)公園の要件

- ① 都市計画施設とされないものであること。
- ② 標準規模が4ha(都市公園における地区公園相当)であること。

【国費率】

用地費 1/3(沖縄県は1/2)、施設費 1/2